

「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成21年1月9日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

意見

電気通信事業法(平成11年2月7日)、オフの規定を設けるべきである。

理由

消費生活センターに寄せられる相談によると、通信サービスの訪問販売でのトラブルが多數寄せられている。
特に最近は高齢者の相談が目立つ。
ただでさえ複雑な内容を理解するのに困難である。
そういうに消費者を保護する為にオフルールの規定は必要である。